

平成29年度所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

《算定条件》

- ・対象となる入所者の状態
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ・上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、点滴が行われた場合に算定する。
また、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- ・診断名、診断を行った日、実施して投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- ・請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- ・前年度の該当加算の算定状況を公表すること。

算定状況		平成29年									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
肺炎	人数	2	2	11	4	3	2	4	4	10	
	治療日数	11	13	75	28	21	13	28	25	69	
尿路感染症	人数	6	9	3	3	2	8	5	3	4	
	治療日数	39	57	18	21	10	49	31	19	27	

算定状況		平成30年		
		1月	2月	3月
肺炎	人数	8	5	2
	治療日数	50	28	13
尿路感染症	人数	4	4	4
	治療日数	25	27	28